

令和2年11月30日招集

11月定例総会 議事録

新潟市中央農業委員会

令和2年度11月新潟市中央農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和2年11月30日(月)午後4時から午後4時36分

2 開催場所 江南区役所 3階 302会議室

3 出席委員 (17人)

1番	虎澤栄三	3番	渡邊芳枝	4番	小戸田修子
5番	鈴木健二	6番	小熊義信	7番	山岸信一
8番	成田誠一	9番	内藤浩一	10番	谷澤康雄
11番	坂井雄一	12番	塚原幸夫	13番	鈴木金一
14番	別所正幸	15番	神田和博	16番	石塚絹代
18番	仁多見繁隆	19番	齋藤茂博		

4 欠席委員 2番 石山和徳 17番 田中さとみ

5 議事日程

第1 議事録署名委員選出

第2 議事

(1)農地部会所掌

議案第44号	農地法第5条許可申請に関する処分決定について
議案第46号	農地法第3条許可申請に関する意見決定について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
報告事項	農地法第4条転用届出に関する受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について

(2)農政振興部会所掌

議案第45号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
報告事項	新潟市農用地利用配分計画(案)について

(3)その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長	坂井靖彦	事務局次長	佐藤敏宏	事務局次長	小林友衛
農地係長	岡田明	農政振興係長	八百板恵	農政振興係主査	石井健一
管理係主査	遠藤文博				

7 会議の概要

<p>小林次長</p>	<p>それでは、これより11月定例総会を開会いたします。欠席届が出ておりますので、報告いたします。2番石山和徳委員、17番田中さとみ委員、以上2名でございます。新潟市中央農業委員会会議規則第4条の規定により、定足数を満たしており、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。なお、本日は農地利用最適化推進委員からもご出席いただいております。よろしくお願いたします。委員会会議規則第5条の規定により、虎澤会長から議長をお務めいただきます。どうぞ議長席へお願いします。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>11月定例総会の出席、大変ご苦労様です。明日から師走ということで、あと1ヶ月で今年が終わります。新潟では3月からコロナが発生して、ずっと毎日のようにコロナの話題でした。普段の日常生活が、なかなか回復できない状態になってはいますが、せめて来年、新しい年を迎えたら、良い話が聞けるよう祈っているところです。皆さんもコロナ、インフルエンザには、罹らないよう気を付けていただきたいと思います。</p> <p>それでは議事録署名委員について、お諮り申し上げます。議事録署名委員については、私に一任いただけますでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>異議なし、ということですので、私の方でご指名申し上げます。8番成田誠一委員、9番内藤浩一委員を指名いたします。議事に入る前に、総会の議長についてご提案申し上げます。委員会会議規則第5条の規定によると、総会の議長は会長が務めることとなっておりますが、両部会の所掌に関する議事につきましては、それぞれの部会長から議長を務めていただき、その他については、私が議長を務めることを提案いたします。いかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>異議なし、ということですので、農地部会の所掌に関する議事につきましては、鈴木農地部会長さんから、また、農政振興部会の所掌に関する議事につきましては、別所農政振興部会長さんか</p>

議長(農地部会長)	<p>ら議長を務めていただき、その他について私が議長を務めることといたします。最初は、農地部会の所掌に関する議事でありますので、議長は、鈴木農地部会長と交代いたします。</p>
議長(農地部会長)	<p>明日から12月ですが、夕方4時になると薄暗くなり、夏であればまだまだ仕事ができる、と思いながら過ごしているところです。それでは議事に入ります。</p> <p>議事の都合上、追加の議案第46号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、議案第44号農地法第5条許可申請に関する処分決定について、の順番に審議を進めることとし、一括して事務局の説明をお願いいたします。</p>
農地係長	<p>農地係の岡田でございます。それでは、私の方から着席のまま、ご説明申し上げます。</p> <p>初めに、今月の議案に係る地区毎の申請件数をご説明いたします。本日配布の地区別議案件数及び報告事項件数をご覧ください。農地法第3条許可申請に関する意見決定が、大形地区で2件、大江山地区で2件、曾野木地区で1件、両川地区で2件、横越地区で2件の計9件です。農地法第5条許可申請に関する処分決定が、両川地区で1件です。今月の議案件数は合計で、10件となります。また、すべての案件が、調査委員会に付されておりますので、私からの説明は割愛させていただき、この後の各調査委員長からの報告をもって説明に代えさせていただきます。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長(農地部会長)	<p>ありがとうございました。それでは、調査委員会の調査結果について第1地域の報告をお願いいたします。</p>
第1地域調査委員長	<p>小熊です。よろしくお願いいたします。第1地域調査委員会の調査結果について、報告いたします。調査案件は、農地法第3条許可申請が7件、第5条許可申請が1件でした。</p> <p>初めに、追加議案第46号の1ページ大形地区1号は、譲受人の代理人から事情聴取しました。農地に賃借権を設定するものです。譲渡人が代表を務める法人へ個人所有の農地を貸し付けるため、申請しました。申請地は、東区白銀2丁目、新松崎2丁目、3丁目、有楽3丁目の畑9筆3,571㎡で市街化区域にある農地です。法人</p>

の経営面積は、238.52 a で、農業従事者は2名、農作業経験に問題はなく、必要な農機具も所有されています。経営する農地はすべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められることから、取得後もしっかり耕作するよう指導しました。次の大形地区2号は、譲受人から事情聴取しました。農地を贈与により所有権を移転するものです。譲渡人と譲受人は、親子関係にあり農業経営を行っていますが、農地を後継者の譲受人に贈与により所有権を移転するものです。申請地は、東区寺山の田1筆274 m²で農用地区域内です。譲受人の経営面積は、734.64 a で、農業従事者は3名、農作業経験に問題はなく、必要な農機具も所有されています。経営する農地はすべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められることから、取得後もしっかり耕作するよう指導しました。次の大江山地区3号は、譲受人から事情聴取しました。農地を売買により、所有権を移転するものです。譲受人は、申請地と隣接している宅地を購入しましたが、屋敷付きの畑の所有権を移転するため、3条申請しました。申請地は、江南区江口の畑1筆479 m²で農用地区域外です。譲受人の経営面積は148.06 a で、農業従事者は2名、農作業経験に問題はなく、必要な農機具も所有されています。経営する農地はすべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められることから、取得後もしっかり耕作するよう指導しました。次の大江山地区4号は、譲受人から事情聴取しました。農地を売買により所有権を移転するものです。譲渡人が高齢で耕作できないため、経営規模を拡大したい譲受人との間で話がまとまり、売買により所有権を移転するものです。申請地は、江南区直り山の畑3筆1,817 m²で農用地区域内です。譲受人の経営面積は、92.38 a で、農業従事者は1名、農作業経験に問題はなく、必要な農機具も所有されています。経営する農地はすべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められることから、取得後もしっかり耕作するよう指導しました。2ページ曾野木地区5号は、譲受人の代理人から事情聴取しました。農地を贈与により所有権を移転するものです。譲渡人は譲受人の祖母で、自身が持っている所有権の持ち分を後継者である孫に贈与により所有権を移転するものです。申請地は、江南区太右エ門新田の畑2筆1,480 m²で農用地区域外です。譲受人の経営面積は、623.59 a で、農業従事者は3名、農作業経験に問題はなく、必要な農機具も所有されています。経営する農地はすべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認め

	<p>初めに、追加議案第46号の3ページ横越地区8号は、譲受人から事情聴取しました。農地を売買によって取得するものです。譲渡人が耕作できず困っていたところ、申請地の隣地を耕作している譲受人との間で話がまとまり、売買により所有権を移転するため、申請しました。申請地は、江南区横越の畑1筆と江南区横越中央4丁目の畑3筆の計781㎡で農用地区域内と市街化区域です。譲受人世帯の経営面積は、17.9aで農業従事者は2名、農作業経験に問題はなく、必要な農機具も所有されています。譲受人世帯の経営面積が、5反要件を満たしていませんが、申請地は譲受人が所有し耕作している畑と一体で利用するしかなく、5反要件の例外規定である、申請地の位置、面積、形状等からみて、これに隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められ、当該隣接する農地を現に耕作している者が権利を取得する場合に該当しているため、例外的に許可できるものです。経営する農地はすべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められることから、取得後もしっかり耕作するよう指導しました。次に、横越地区9号は、譲受人から事情聴取しました。農地を売買によって取得するものです。譲受人は、現在、当該農地を耕作していますが、経営規模を拡大するため、売買により所有権を移転するため申請しました。申請地は、江南区横越の田1筆207㎡で農用地区域内です。譲受人世帯の経営面積は、2,706.48aで、農業従事者は3名、農作業経験に問題はなく、必要な農機具も所有されています。経営する農地はすべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められることから、取得後もしっかり耕作するよう指導しました。以上です。</p>
<p>議長(農地部会長)</p>	<p>ただいまの事務局の説明及び各調査委員長の報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長(農地部会長)</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、追加の議案第46号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。許可相当と決するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

<p>議長(農地部会長)</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、許可相当と決定することとし、事務局から市長へ回答をお願いします。次に、本冊1ページの議案第44号農地法第5条許可申請に関する処分決定について、審議いたします。許可と決するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長(農地部会長)</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものと決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。続きまして、報告に移ります。報告事項農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告事項農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、報告事項農地の転用事実に関する照会書について、報告事項農地法第4条転用届出に関する受理について、報告事項農地法第5条転用届出に関する受理について、一括して事務局の説明をお願いします。</p>
<p>農地係長</p>	<p>それでは、私から着席のまま、ご説明申し上げます。</p> <p>まず、報告事項農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてです。議案書の2ページから7ページになります。2ページの大形地区第1号は、基盤強化促進法による貸し借りで、貸し人が当該農地を売買するため、合意解約したもので、離作補償金はありません。両川地区第2号は、基盤強化促進法による貸し借りで、借り人が経営規模を縮小するため、合意解約したもので、離作補償金はありません。横越地区第3号は、慣行小作による貸し借りで、貸し人が当該農地を自作するため、合意解約したもので、離作補償金はありません。横越地区第4号と3ページの第5号は関連で、基盤強化促進法による貸し借りで、借り人が経営規模を縮小するため、合意解約したもので、離作補償金はありません。横越地区第6号と7号は関連で、新潟県農林公社を介した農地中間管理権による貸し借りで、貸し人が当該農地を売買するため、合意解約したもので、離作補償金はありません。横越地区第8号は、基盤強化促進法による貸し借りで、借り人が経営規模を縮小するため、合意解約したもので、離作補償金はありません。4ページの亀田地区第9号と10号は関連で、新潟みらい農業協同組合を介した基盤強化促進法</p>

による貸し借りで、中間管理権を設定するため、合意解約したもので、離作補償金はありません。亀田地区第11号は、基盤強化促進法による貸し借りで、中間管理権を設定するため、合意解約したもので、離作補償金はありません。亀田地区第12号と5ページの13号は関連で、新潟みらい農業協同組合を介した基盤強化促進法による貸し借りで、中間管理権を設定するため、合意解約したもので、離作補償金はありません。亀田地区第14号から17号は、基盤強化促進法による貸し借りで、借り人が経営規模を縮小するため、合意解約したもので、離作補償金はありません。6ページの亀田地区第18号から7ページの24号までは、基盤強化促進法による貸し借りで、貸し人が当該農地を下早通土地区画整理事業用地とするため、合意解約したもので、離作補償金はありません。亀田地区第25号は、基盤強化促進法による貸し借りで、中間管理権を設定するため、合意解約したもので、離作補償金はありません。

次に、報告事項農地法第3条の3の規定による届出書の受理についてです。議案書の8ページ、9ページをご覧ください。農地が相続等の農地法の許可不要事由により権利移動したものについて、適正に農地として利用されるように届出が義務付けられています。なお、農業委員会による斡旋の希望がある場合は、その地域の農業委員に斡旋の相談を行うこととなります。大江山地区で1件、両川地区で1件、横越地区で4件、亀田地区で6件の計12件の届出書を受理しましたので、ご報告いたします。なお、農地については、自作や貸付けがされており、斡旋の希望はありませんでした。

続きまして、報告事項農地の転用事実に関する照会書についてです。議案書の10ページ、11ページをご覧ください。新潟地方法務局から17件の照会がありました。石山地区で4件、大形地区で2件、鳥屋野地区で4件、曾野木地区で1件、両川地区で1件、横越地区で2件、亀田地区で3件の照会で、現地確認のうえ、すべて非農地と回答しておりますので、ご報告いたします。

続きまして、報告事項農地法第4条転用届出に関する受理についてです。議案書の12ページをご覧ください。石山地区で1件、鳥屋野地区で2件、横越地区で1件の計4件の届出で、5,132㎡の届出書を受理しましたので、ご報告いたします。

続きまして、報告事項農地法第5条転用届出に関する受理についてです。議案書の13ページをご覧ください。大形地区で1件、大江山地区で1件、鳥屋野地区で2件の計4件の届出で、2,711㎡の届

議長(農地部会長)	<p>出書を受理しましたので、ご報告いたします。以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長(農地部会長)	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、報告を終わります。以上で農地部会所掌の議事は終了しましたので、議長を別所農政振興部会長と交代いたします。</p>
議長(農政振興部会長)	<p>総会の出席、ご苦勞様です。着座にて進めさせていただきます。それでは、農政振興部会所掌の議事を進めます。</p> <p>別冊の議案第45号新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いします。</p>
農政振興係長	<p>振興係の八百板です。着席のまま説明させていただきます。</p> <p>別冊の議案第45号について、ご説明いたします。表紙をめくっていただきますと、地区別実績表の合計となっています。こちらは農地中間管理事業以外の案件に係る地区別実績表の合計となっており、38件136,506㎡です。次ページをご覧ください。こちらの表は、新規分となります。利用権設定が曾野木地区4件、大江山地区2件、横越地区1件、亀田地区2件、所有権移転が大形地区1件、横越地区3件で面積は48,316㎡です。次ページをご覧ください。こちらの表は更新分で、利用権設定が曾野木地区1件、両川地区1件、大江山地区1件、横越地区13件、亀田地区9件で面積は88,191㎡です。続きまして、次ページが利用権設定による契約内容となっています。表の右上のカッコの数字がページ数となります。1ページから2ページご覧ください。すべて相対で新規契約した案件になります。すべて土地改良費を貸し手が負担し、賃借料を口座振替、または現金で支払うことで合意した内容となっています。なお4号、5号は耕作放棄地として認定されてしまう前の管理を依頼しているため使用貸借での契約です。続きまして、3ページから7ページをご覧ください。すべて相対で更新契約した案件で、土地改良費を貸し手が負担し、賃借料を口座振替、現金または</p>

	<p>物納で支払うことで合意した内容となっています。次に、8ページをご覧ください。こちらは、売買による所有権移転の案件になります。契約内容ですが1号は譲渡人が農地を処分したいため、当該農地を利用権設定していた譲受人に打診し合意した案件です。2号は譲渡人が離農するため、3号、4号は譲渡人の農地処分のため、農地拡大をしたい譲受人と双方で合意した案件となります。次に8ページの下の方をご覧ください。こちらは、農地中間管理事業にかかる地区別実績表の合計となっています。曾野木地区2件、大江山区3件、横越地区1件で面積は16,180㎡です。9ページをご覧ください。土地改良費は、1号から3号は貸し手が負担し、4号から6号は借り手が負担し、口座振替で賃借料を支払うことで合意した内容となっています。最後のページをご覧ください。会長から市長への公告依頼の案となっています。公告については一番下段に記載しているとおり、12月14日からとなっています。ご承認後は、産業振興課へ公告依頼をさせていただきます。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議長(農政振興部会長)	<p>今ほどの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長(農政振興部会長)	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより別冊議案第45号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、審議に入ります。今回は委員関連の案件がありますので、先議を行います。別冊4ページ6号から8号までは出席委員の関係案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項議事参与制限の規定により、関係の委員は退室をお願いいたします。</p> <p>(4番 小戸田修子委員 退室)</p>
議長(農政振興部会長)	<p>別冊4ページ6号から8号までについて、審議いたします。原案のとおり承認するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(農政振興部会長)	<p>異議なし、ということですので、原案のとおり承認と決定</p>

	<p>いたします。関係の委員から入室していただいでください。</p> <p>(4番 小戸田修子委員 入室, 着席)</p>
議長(農政振興部会長)	<p>次に,ただ今先議いただきました案件以外について審議いたします。原案のとおり承認するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(農政振興部会長)	<p>皆さんから異議がありませんので,原案のとおり承認と決定いたします。次に,別冊の報告事項新潟市農用地利用配分計画案について,事務局より説明をお願いいたします。</p>
農政振興係長	<p>別冊の報告事項についてご説明いたします。1ページから2ページの計画案については,先ほどの議案第45号9ページから10ページの貸し手が機構に賃借した農用地を,受け手に利用配分する計画案となっています。以上が,農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による新潟市農用地利用配分計画であります。最後になりますが,農林政策課から当該計画案を農地中間管理機構へ提出後,1月末に県の公告を予定しています。ご審議よろしく願います。</p>
議長(農政振興部会長)	<p>ただいまの事務局の説明について,ご質問,ご意見はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長(農政振興部会長)	<p>皆さんからご質問,ご意見がありませんので,報告を終わります。以上で,農政振興部会所掌の議事は終了しましたので,議長を虎澤会長と交代いたします。</p>
議長(会長)	<p>鈴木農地部会長さん,別所農政振興部会長さん,ありがとうございます。以上で,議事として提案した案件について終了しましたが,その他として,委員の皆さんから何かありませんか。</p> <p>(なし)</p>

議長(会長)	<p>それでは、事務局から何かありませんか。</p>
小林次長	<p>本日お配りした資料令和2年12月中央農業員会業務予定表をご覧ください。左が会長，農地部会関係，右が農政振興部会関係，その他となっております。農地法関係の許可，届出ですが，4日，14日，22日が届出の締切日，7日が許可申請の締切日となっております。1日は，県女性農業委員等研修会が午後1時30分から万代市民会館で行われ，当農業委員会からも出席されます。また，虎澤会長が来賓として出席されます。15日は，午後2時30分から県農業会議の理事会が，午後3時から県農業会議の常設審議委員会が新潟東映ホテルで行われます。虎澤会長から，ご出席をいただきます。22日は，午後1時から入札室で東ブロック対策委員会が，301会議室では南ブロック対策委員会が開催されます。午後2時から第1地域調査委員会が入札室で予定されております。23日は，午後1時から亀田・横越ブロック対策委員会が入札室で，第2地域調査委員会が2時から予定されております。また，農政振興部会が午後2時から302会議室で開催されます。12月定例総会は，25日金曜日の午後2時から302会議室で開催いたします。業務予定については，以上でございます。</p>
議長(会長)	<p>ただ今，事務局から報告，説明がありましたことについて，何かご質問，ご意見はありませんか。</p> <p>(なし)</p>
議長(会長)	<p>他に事務局からありませんか。</p> <p>(なし)</p>
議長(会長)	<p>他にないようですので，以上で11月定例総会を閉会いたします。</p>

議事録に相違ないことを認める。

議 長 虎澤栄三

署名委員 成田誠一

署名委員 内藤浩一
